

関東御分国と守護に関する一考察

立 花 信 彦

はじめに

本稿は、院政期に制度化された知行国制度と鎌倉幕府によって制度化された守護制度との関連について考察することを目的とする。

知行国は中世においては、荘園とともに諸権門の経済的基盤となつていた。平氏においては、知行国は軍事拠点としても機能している。幕府も他権門と同じく知行国を獲得しており、それは関東御分国と呼ばれて

いる。

守護制度の起源は平氏に求められるという考え方が一般的である。一方幕府は守護を通じて全国の軍事警察権を掌握したと理解されている。

関東御分国（将軍家知行国）や守護についてはすでに多くの研究が存在しているが、両者はこれまで全く別問題として論じられてきた。両者の関係については、石丸熙氏が平氏知行国と鎌倉幕府の守護との連続性を指摘されているが、鎌倉幕府における関東御分国と守護との関係に關する。

しては、これまで具体的に論じられていない。また、関東御分国は鎌倉初期以外は、その存在は軽視されている。

石井進氏は関東御分国として、三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武藏・上総・下総・信濃・陸奥・越後・備前・備中・伊予・豊後の「五カ国」を挙げられている。これら諸国を具体的に検討することから始め、それ以外の国々や平氏・木曾義仲・後鳥羽院等の他権門の知行国や守護制度についても検討し、諸権門における知行国と守護との関係を考えてみたい。

第一章 鎌倉幕府の知行国と守護

一 関東御分国と守護の個別の検討

ここでは、関東御分国の国守・目代・守護等について検討することと

イ 三河・信濃

三河は元暦元年六月、源頼朝の弟範頼が、信濃は文治元年八月、甲斐源氏の加々美遠光が国守となっている。両国とも甲斐源氏の軍事的影響下に置かれていたと思われる國である。彼等の辞任後は、頼朝の手を離れたと思われる。

遠光が信濃守であった文治元年一二月、頼朝の乳母の子比企能員が信濃目代となつている。⁽⁴⁾ 知行国主頼朝—国守遠光（国主の一族）—目代能員（国主の乳母の一族）という関係である。能員は信濃守護であったと考えられるため、目代と守護を兼任したこととなる。目代守護兼帶の事例として他に、美作の梶原景時・因幡の大井実春らが指摘されている。當時頼朝は目代職の獲得に積極的であったと言えよう。

ロ 駿河

駿河は元暦元年まで甲斐源氏の武田信義あるいはその子一条忠頼が掌握していたと推測される。⁽⁵⁾ 治承四年一〇月に駿河目代橋遠茂を破つて以後、駿河における忠頼の地位は義江彰夫氏の提唱された「国守護人」⁽⁶⁾であつたかもしれない。頼朝は源頼政の子広綱を駿河守に推挙した直後の元暦元年六月、忠頼を誘殺している。

ハ 武藏

元暦元年六月、頼朝は一族であり乳母の縁者でもある平賀義信を武藏守に推挙し、その地位はその子朝雅へ受け継がれる。

義信の家族が武藏国府に住んでいたことから考えて、義信は武藏に在国して國務を沙汰していたと思われる。

建仁三年一〇月武藏守朝雅が上洛するとまもなく、彼の舅北条時政は『吾妻鏡』建仁三年一〇月二七日条に「武藏国諸家之輩、対遠州、不可存武之旨、殊被仰含之」とあるように武藏の御家人の統率を命じられている。御家人の統率は守護の職務があるので、時政は武藏守護の任にあつたと考えるのが妥当であろうが、信濃の能員の事例などを見れば、時政は守護兼帶の目代であったと考えてよいであろう。すなわち、知行国主実朝—国守朝雅（国主の父の猶子）—目代時政（国主の祖父、国守の舅）という関係である。所謂牧氏陰謀事件は様々に解釈されているが、この事件の首謀者を朝雅と推測された安田元久氏の説⁽⁹⁾がこの場合説得力を持つように思う。この事件は遠江・駿河・相模・武藏の知行国主

時、有時、義政、義宗、業時、政長、宗方、範貞とすべて北条一族が国守を務め、幕府滅亡時まで関東御分国となっている。

一方、守護は得宗（あるいはその近親者）と言われている。得宗は幕府の実権を掌握して以降は、事実上の知行国主となっていたと考えられる。

実朝と伊賀の知行国主朝雅の抗争であり、時政は朝雅の目代という関係で朝雅に加担したと考えられるであろう。

建永二年一月、将軍実朝の叔父北条時房が武藏守となつて以後は、泰時、朝直、経時、朝直、長時、宣時、義政、宗政、時村、久時、熙時、貞頤、守時、貞将と、国守は北条一族によつて相承される。駿河と同様に得宗（あるいはその近親者及び執権）が守護であつた。

ニ 伊豆・上総

文治元年八月、頼朝は一族の山名義範を伊豆守に、従姉妹の子である足利義兼を上総介に推挙する。両国とも、一代限りで頼朝の手を離れたと思われる。

ホ 相模

文治元年八月、頼朝は平賀義信の子大内惟義を相模守に推挙する。元久元年三月に將軍実朝の叔父北条義時が相模守となつてからは、時房、重時、時頼、政村、時宗、貞時、師時、熙時、基時、高時、守時と、幕府滅亡時まで国守は得宗を中心とする北条一族に相承される。

相模には三浦氏滅亡後は守護が置かれず、侍所・政所がそれに代わる役割を果たしたと解釈されている。これは將軍の膝下である相模においては、知行国主將軍—國守得宗—目代將軍の家政機関、という形で知行国制度が存続したと理解できないであろうか。

へ 越後

文治元年八月、安田義定の子義資が越後守に推挙されるが、文治六年正月、義資は解官され、越後は頼朝の手を離れる。義資と同時に遠江守義定、上総介足利義兼、信濃守加々美遠光も解官されている。

越後が再び関東御分国となるのは、嘉禄元年九月、名越朝時が国守となつてからである。以後、時盛、光時、実時、業時、頤時、兼時、久時、貞頤、時敦、塩田某、貞将、範貞、仲時と幕府滅亡時まで国守は金沢氏を中心とする北条一族によつて相承される。

守護は幕府滅亡時まで名越氏に相承された。幕府滅亡時まで存続した関東御分国は駿河・相模・武藏・越後の四カ国であるが、このうち相模は旧来の知行国支配が行われたらしいことは前述した。他の三カ国は幕府の実権を掌握した北条氏の知行国に等しい存在となつたと考へるのが自然であろう。このうち駿河と武藏を得宗が、越後を名越氏が掌握したと考えられる。実質上の知行国主がこれら三カ国では守護を兼ねたのがはないであろうか。

寛元三年一〇月に、越後守護朝時の被官が越後目代を務めていたことが指摘されている。⁽¹⁰⁾ 頼朝の時期には目代守護兼帶の事例が見られたことに比べると、この時期までに守護の地位が、被官を目代に任じられるまでに上昇していたことが知られる。

文治元年八月、頼朝の弟義経が伊予守に、同二年二月頃、毛呂季光が

豊後守になる。

伊予は後白河院の知行国であり、義経はその推挙で守に任じられた、と上横手雅敬氏は指摘されているが、⁽¹¹⁾ 頼朝が自らの知行国として豊後を要求すると同時に九条兼実を伊予の知行国主に推薦していることからも、伊予が頼朝の知行国ではなかつたことが推測される。

豊後は季光一代限りであり、義経らの搜索の臨時の処置として関東御分国となつたと考えるべきであろう。

チ 遠江

遠江⁽¹²⁾が関東御分国となるのは、將軍源頼家の祖父北条時政が遠江守となる正治二年四月以降と思われる。幕府の手を離れるのは、正応元年以前である。⁽¹³⁾ 国守は時房、朝時、朝直、教時、時基、時定、篤時、時範、隨時らの名越氏を中心とする北条一族が務めたが、天福年間までは、大江親広、佐原盛連らも遠江守となつてゐる。

リ 下総

文治二年二月頃、頼朝は一族の源邦業を下総守に推挙する。恐らくそ

の後任として同年一月、安田義定は遠江守から下総守に遷任される。義定以後は頼朝の手を離れたと思われる。

二 御家人と国守

北条氏による関東御分国国守の独占過程について考察してみよう。

頼朝が死んだ建久一〇年一月以後において、北条氏以外で関東御分国守となつてゐる者を挙げると、遠江守藤原重頼・大江親広、駿河守中

ヌ 陸奥

陸奥が関東御分国となるのは、寛喜年間に三善長衡が国守となつて以後と思われる。貞永・宝治年間は不明であるが、建長元年六月北条重時が国守となつて以後、国守は弘安五年七月から同七年四月まで安達泰盛が任じられた他は、政村、宣時、時茂、時村、業時、宣時、宗宣、維貞、貞直と幕府滅亡時まで大仏氏を中心とする北条一族に相承される。

なお、文永元年及び弘安七年、知行国主は堀川基具である事実より、文永元年以前に幕府の手を離れたと推定される。

ル 備前・備中

備前・備中の両国は承久の乱後、一時的に関東御分国となつた。この時期に両国の御家人国守は、備前の大仏朝直・名越時長の両名が確認されるのみである。備前は寛元五年二月までに、備中は寛喜三年八月に幕府の手を離れている。

三河・備前・備中・豊後等西国の関東御分国は戦中戦後の混乱期に臨時に設置されたと考えられ、いずれも短期間で幕府の手を離れてゐる。

原季時・三浦義村、相模守重頼、武藏守平賀朝雅・足利義氏、陸奥守三
善長衡らが確認できる。⁽¹⁵⁾京下官人及びその子孫を除けば、三浦・平賀・

足利三氏が残るが、このうち平賀・三浦両氏が北条氏の権力形成過程に

おいて滅ぼされたことを考えれば、関東御分国国守の独占が彼等を滅ぼ
した動機の一つとも考えられよう。関東御分国国守の北条氏による独占

は、建長年間までには完了していたと考えてよいであろう。

次に関東御分国以外の国守について見てみることとする。

イ 北条氏（時政子孫）

北条一族が関東御分国以外の国守となつた事例は、承久の乱（承久三年）までは陸奥守義時の一国一件、宮騒動（寛元四年）までは尾張守時章、遠江守朝時・朝直、周防守朝時の三国四件、霜月騒動（弘安八年）までは尾張守公時、遠江守教時・時基・時定、上総介実政、陸奥守宣時・時茂・時村・業時、越前守時広、土佐守宗房の六国一一件、それ以後では遠江守篤時・時範・隨時、上総介宗宣、陸奥守宣時・宗宣・維貞・貞直、越前守貞房、丹波守盛房・貞宣、備前守時範（二回）、讃岐守基時・守時の八国一六件である。北条氏任国の着実な増加が読み取れる。

ロ 三浦氏（義明子孫）

承久の乱から宮騒動までの期間に河内守光村、遠江守盛連、若狭守泰

村、能登守光村、壱岐守光村の五国五件が確認できる。弘安八年一月には対馬守三浦某の名が見られる。

ハ 安達氏（盛長子孫）

宮騒動から霜月騒動までの期間に上総介長泰・長経・宗長、美濃守長景、陸奥守泰盛、越前守盛宗、加賀守頴盛の五国七件が確認できる。このことから、宮騒動後の安達氏の勢力伸長が読み取れる。

ニ 小山氏（政光子孫）

承久の乱から宮騒動までの期間に上野介朝光、下野守朝政、淡路守宗政（二回）の三国四件、霜月騒動までの期間に出羽守長村の一国一件が確認できる。承久の乱を契機に、小山氏の勢力は急速に伸長したと考えられる。

これらに加えて、『尊卑分脈』・『吾妻鏡』に見える年代不明の者を加えて、表を作成することとする。表では、北条・三浦・安達・小山氏以外に、宇都宮氏（朝綱子孫）・小田氏（知家子孫）・佐々木氏（秀義子孫）・足利氏（義康子孫）・甲斐源氏（清光子孫）・平賀氏（義信子孫）・武藤氏（資頼子孫）・大友氏（能直子孫）を加える（表の「1」の項は、土田直鎮氏が提示された⁽¹⁷⁾各國のA～E五段階の格付け、「2」の項は関東御分国を意味する）。一旦辞任した後の再任は、二件と数える。

出 羽 奥 陸 下 野 上 信 濃 驛 濃 江	常 陸 總 安 房 上 武 藏 模 伊 豆 伊 駿 河 遠 江 河 尾 張 志 摩 伊 勢 賀	攝 和 津 泉 河 内 大 和 山 城	
E E E E E E C A	E E E E E D E E E D E D E C E	E E D C E	1
○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		2
三 一 一 一 一	五 六 三 二 三 四		北条氏
	一 二	一	三浦氏
一 二	四		安達氏
二 三 三	二		小山氏
一 三	一 一 一 二 二		宇都宮氏
五 二 二	五 二 一 一 四 一		小田氏
三 二 五	一 一 一 一 一 一	一 一 一	佐々木氏
一 二 二	七 二 二 二 二		足利氏
二 六	一 一 一 二 五 二		甲斐源氏
一	一 三 一 三		平賀氏
二 一			武藤氏
			大友氏

土 伊 読 阿 淡 紀 佐 予 岐 波 路 伊	長 周 安 備 備 備 美 播 門 防 芸 後 中 前 作 磨	隱 石 出 伯 因 但 丹 波 岐 見 雲 肇 幡 馬 後 波	佐 越 越 能 加 越 若 渡 後 中 登 賀 前 狹
E A A C E D	E B E B A A A A	E E D E D C E B	E D E D D B E
	○ ○		○
二 二	二 一 一 六 一	一 三	一 六 三
			一 一 一
		一	二 一
二 四			
一	二 三 一 一	一	二
一	一		一
	一 二	五 二	一 二 二 一
— — —		— —	
二			一
		— —	

	筑前	豊後	肥前	肥後	日向	大隅	薩摩	対馬	壱岐	計
E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	○
一一六										一一六
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一										一一
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
三四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三四
四五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	四五
二五										二五
一三										一三
九										九
七										七
六										六

これらは概数に過ぎないが、この結果を元に、考察してみよう。

北条氏について見ると、遠江・陸奥両国は霜月騒動以後はほぼ国守を独占しており、この両国以外は、三三件中二六件と、大半が西国である。

興味深いのは、畿内及び九州の国名が見えないことである。ここに六波羅探題及び鎮西探題の存在意義の一つがあつたと推測される。また長門探題の置かれた長門もこの中には見られない。

鎌倉末期に反幕府勢力の形成された河内・播磨・伯耆等は北条氏の守護国とはなっているが、北条一族でこれらの国の国守となつた者の名は見られない。国内の軍事警察権の掌握には、国守の地位が不可欠であり、守護職のみでは不十分だったことの間接的な論拠になるであろう。他の有力御家人の件数を見ると、関東御分国以外の国では、小田氏・佐々木氏等の任官者数は北条氏と対等に近く、北条氏が御家人国守を独

占できたわけではない。

三浦・安達・宇都宮・佐々木氏等で、任国の過半が西国に分布していることにも注意しなければならない。三浦氏は一〇件中八件、安達氏は二一件中六件、宇都宮氏は二三件中一六件、小田氏は三三件中一七件、佐々木氏は四五件中三九件、足利氏は二二件中一一件である。これらは幕府の西国における基盤の弱さを補う役割を果たしたと考えられる。

自家の守護国に任国が集中していることも注意すべきであろう。三浦氏の河内、小山氏の下野・淡路、小田氏の常陸、佐々木氏の近江・出雲・隱岐・備前、足利氏の三河・上総等である。鎌倉期を通じて、一国における国守と守護の兼帶（あるいは一族による兼帶）の事例は散見される。河内の三浦光村、近江の佐々木信綱・氏信、上野の大仏宗宣、下野の小山朝政、丹波の佐介盛房、隱岐の佐々木義清、淡路の長沼宗政、讃

岐の北条基時・赤橋守時、土佐の北条宗房らである。彼等に共通しているのは、守護任命が先行していると推測されることである。

大山喬平氏は平広常死後、和田義盛が上総守護に任じられたことを推測されたが⁽¹⁹⁾、その義盛が上総介への任官を希望している。この希望は斥けられたが、義盛もまた、国守と守護の兼帶を望んだのである。自分の守護国⁽²⁰⁾の国守を兼務することが、鎌倉期を通じて御家人一般の要求だったと解釈してよいであろう。幕府滅亡後にも河内の楠木正成、武藏の足利尊氏、越後の新田義貞らのように、有力武士による一国の国守守護兼帶の例が見られる。

第二章 守護と知行国

一 平氏の知行国

治承三年一一月のクーデター直前の平氏知行国を見ると、前太政大臣清盛の長門（推定、守不明）、前権大納言宗盛の駿河（守惟時⁽²⁰⁾）・播磨（守行盛）、権中納言時忠の伯耆（守時家）、同頼盛の紀伊（守為盛）、太皇太后宮権大夫経盛の若狭（守師盛）、右中弁親宗の加賀（守親国）、中宮徳子の尾張（守知度）の八カ国である。同年五月に前内大臣重盛が死去するまでは越前・丹後の二カ国も平氏知行国であった。

平氏知行国以外の國において平氏の一族・家人で国守を務めていた者は、和泉守信兼・伊賀守経俊・武藏守知章（推定）・飛驒守伊藤景家（推

定）・能登守通盛・越中守業家・丹後守經正・土佐守宗実の八名である。

クーデター以後の治承年間の平氏の知行国を見てみると、宗盛の播磨（守行盛）、時忠の伊豆（四年六月より、守時兼）、頼盛の佐渡（四年二月より、守仲盛）・紀伊（守為盛・持明院保家）、参議教盛の能登（守教経）、経盛の若狭（守経俊）・但馬（守經止）、重衡の備前（五年三月より、守時基）、徳子の尾張（推定、守時宗）の九カ国が見出せる⁽²¹⁾。

クーデター当時、平氏一族の公卿は、この他に左兵衛督知盛がおり、寿永二年までには、親宗・清宗・惟盛・通盛・資盛が加わっている。一族の公卿化と共に知行国が増加する可能性はあったが、クーデター後の時点ではこれが限度であったと考えられる。

これに加えて、清盛の娘婿権中納言花山院兼雅は丹波（守清邦—清盛猶子）を、清邦の実父前権大納言五条邦綱は備前（守不明）・周防（守範経）を、重盛の子宗実の養父左大臣大炊御門経宗は土佐（守藤原成定）をそれぞれ知行国としている。

平氏知行国以外での一族・家人の国守任官者は、和泉守信兼（四年一月まで）、伊勢守藤原清綱、三河守知度、武藏守知章、上総介伊藤忠清、常陸介宗実、美濃守源則清、飛驒守景家、出羽守信兼（四年一月より）、越前守通盛、加賀守為盛（五年七月より）、越中守業家、丹波守清邦、伯耆守忠度、備中守師盛、周防守範経、淡路守清房、阿波守宗親、讃岐守惟時、筑前守貞俊（四年一月より）、豊前守宇佐公通（四年九月より）、薩摩守忠度らの二〇名が挙げられる。

知行国と確認できる国の数はクーデターの前後でほとんど変化がないが、それ以外の国での国守の人数は二・五倍まで増加している。

次に平氏の守護制度について考察することとする。

従二位権大納言重盛が仁安二年五月に「東山東海山陽南海道」の賊徒を追討することを命じられているが、五味文彦氏はこれを、建久二年三月に正二位前権大納言頼朝が与えられた権限と同質の諸国守護権と規定された。⁽²³⁾ここでなぜ重盛の権限の中から畿内・北陸・山陰・西海の諸国が除外されているのかを考えてみよう。

西海道が除外された理由は、頼盛が当時大宰大弐として大宰府に着任していたことによると思われる。平氏全体としては、東海・東山・山陽・南海・西海五道の軍事警察権を認められたと考えてよいであろう。

北陸道では、当時若狭守経盛・越前守資盛・越後守時実と三名の平氏国守があり、翌年五月には通盛が能登守となっている。このような多数の平氏国守の存在が北陸道除外の理由と考えられよう。

畿内と山陰は平氏の希望が通らなかつた地域と考えてよいであろう。

伯耆守親宗を除けば、両地域には当時平氏国守は一人も存在しない。畿内については、このことが後年の惣官設置へとつながるものと思われる。

平氏の知行国以外の地方基盤として、忠清の関東八カ国の侍奉行、宗盛の畿内近国九カ国惣官、大宰府の掌握等が知られている。平氏の知行国については、石丸熙氏の詳細な研究⁽²⁴⁾があるが、その中で石丸氏は、平

氏の権力基盤における知行国的重要性を確認した上で、宗盛の畿内近国惣官・忠清の関東奉行等を知行国制度の延長線上に捉えられた。以下、関東・畿内近国・九州について順に考えてみよう。

イ 関東

『長門本平家物語』に「上総権介タタキヨカ、平家ヨリ八箇国ノ侍別当ヲ賜テ、モテナサレ候シカ」とあり、『源平盛衰記』巻一二に「上総介忠清カ平家ヨリ八箇国ノ侍ノ奉行ヲ賜テ、翫シカシツカレテ氣色セシカ」とあるように、忠清は治承四年八月以前に関東八カ国の侍奉行に任命されている。任じられた時期は、忠清の上総介任官以後と思われる。

八カ国のうちクーデター直前に平氏知行国と断定できる国はなく、平氏の一族・家人が国守だったのは、武藏のみである。クーデター後、これに上総・常陸が加わるが、平氏知行国と断定できる国は関東には依然存在しない。北陸・瀬戸内海沿岸諸国に比べれば空白地帯と言つてもよい。関東の武士を組織するには、国守のみでは不十分であったのではないかと考えられる。

ロ 畿内近国

治承五年一月、宗盛は山城・大和・河内・和泉・摂津・伊賀・伊勢・近江・丹波九カ国⁽²⁵⁾の惣官となる。『玉葉』治承五年一月一六日条に「諸國之勇士、併有謀叛之心。仍先五畿内、及近江、伊賀、伊勢、丹波等国、

可被補武士。以禦遠國之凶徒之由、故院被仰置。□但毎国、不可必任武勇之国宰。只件等国、總而可被置管領之司」と記されているように、畿内近国惣官は九カ国それぞれに平氏の一族・家人を国守とすることが不可能なために、それに代わるものとして設置されたことがわかる。

九カ国のうちクーデター前後を通じて平氏の一族・家人が国守であった国は、和泉のみである。しかし飯田悠紀子氏が論証されたように、信兼が国守であっても、和泉は知行国主のいない国であったようである。

また、この時点では、信兼は既に出羽守に遷任されている。クーデター前は経俊が国守だった伊賀はクーデター後平氏関係者の手を離れる。クーデター後清綱が国守となつた伊勢は知行国主は不明である。平氏の知

行国であつた可能性も否定できないが、当時の平氏知行国では、国守はすべて知行国主の近親者（惟時については不明）が任じられていること

から考えて、家人である清綱が国守である伊勢が平氏知行国である可能性は弱い。丹波は前述のように清盛の猶子清邦が国守であるが、知行国主は花山院兼雅である。

九カ国の中でも治承五年一月に平氏一族・家人が国守であったのは、伊勢・丹波のみであり、この時点で九カ国の中には、平氏知行国は存在しなかつたと考えられる。惣官が置かれた理由はここに求めることができよう。都の防衛上重要なこれら九カ国は、治承五年一月において平氏知行国の空白地帯であったのである。平氏にとって、全国の軍事警察権を掌握するためには、知行国のみでは不十分であり、その補完のため

に、惣官が置かれたと見るべきであろう。

宗盛の惣官地域を継承したと思われる頼朝の代官義経の行動から類推して当然惣官地域に含まれるはずである紀伊が九カ国に含まれないのは、五味氏が指摘された通り紀伊が頼盛の知行国であつたためである。⁽²⁷⁾ また石母田正氏は、畿内近国惣官の置かれた直接的原因を、当時の尾張における新宮行家の軍事行動に求められているが、その尾張は九カ国に含まれていない。その理由は尾張が徳子の知行国であつたためと考えられる。⁽²⁸⁾ 若狭（経盛知行国）・播磨（宗盛知行国）等が除かれたのも事情は同様であろう。ここからも知行国と惣官の補完関係が読み取れる。

ハ 九州

『玉葉』治承五年一月一六日条に「近日之事、不能善惡左右。只以被計行可為是。敢不可出異儀者也。仮令、鎮西之都、管領九国二島之例、可被摸云々」と記されているように、畿内近国惣官と平氏の大宰府掌握には共通点があつたと思われる。

平氏の大宰府掌握は保元三年八月の清盛の大宰大弐任官に始まり、治承五年四月の原田種直の權少弐任官によつて完成すると石井進氏は指摘された。⁽²⁹⁾ 畿内近国惣官より三ヶ月遅れているが、その目的には共通のものがあると考えられる。宗盛の惣官が尾張の行家に対抗することが設置の主因と考えられることと同様に、種直の權少弐は肥後の菊池隆直に対する抗ることが任官の主因と指摘されている。⁽³¹⁾

九州における平氏知行国はクーデター前後を通じて一件も確認できず、国守に任じられた者は、クーデター前では筑前守貞能（嘉応年間）、壱岐守藤原能盛（長寛年間）、対馬守宇佐公通（安元年間）の三国三件、クーデター以後では筑前守貞俊（治承四年より）・信康（養和元年より）、豊前守公通（治承四年より）、肥後守貞能（寿永年間）、薩摩守忠度、の四国五件のみである。

一族・家人の知行国・国守の少なさが、平氏が大宰府掌握を積極的に推進した理由と考えられる。しかし西走後の平氏にとって、九州はその基盤となり得なかつたことから考えて、大宰府を通じた九州の軍事警察権掌握は成功したとは言えないであろう。

以上から推定されることは、関東奉行・畿内近国惣官・大宰府の掌握等はいずれも、平氏知行国やそれ以外の一族・家人の国守任国の隙間を埋めるために設置されたということである。

源頼朝・甲斐源氏・木曾義仲らの反乱は、いずれも伊豆（平氏知行国となつたのは、頼朝反乱の二ヵ月前である）・甲斐・信濃といった、それでも埋めきれなかつた国々で勃発している。

二 木曾義仲から後鳥羽院まで

入京後、木曾義仲は越後守、後に伊予守となり、信濃・上野・丹波を知行国とした。さらに頼朝の「寿永二年一〇月宣旨」に対抗して、征夷

大将軍補任によって東国における追討権を獲得した、と田中稔氏は指摘⁽³²⁾している。この征夷大将軍は畿内近国惣官等の延長線上に位置づけられるのではないであろうか。

一方、義仲と同時期に入京した安田義定らも国守に任官しているが、知行国を獲得するまでには至らなかつた。

頼朝は寿永三年四月以前から征夷大将軍を希望していた⁽³⁴⁾。これは「一〇月宣旨」によって得た権限の強化が目的と考えられるが、当時頼朝によつて任じられた守護（惣追捕使）が、大内惟義（伊賀）・梶原景時（播磨・美作）・土肥実平（備前・備中・備後）・豊島有経（紀伊）のようない、西国に分布しており、東国には守護設置の明証がないこととも関係するのではないか。自らが征夷大将軍となつて東国における追討権を確保し、西国には家人たちを守護として配置するというのが、頼朝の当初の構想と思われる。

河内祥輔氏は文治元年六月から一月まで、伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・飛驒・若狭・越前・加賀・能登・越中の一一カ国にのみ守護が置かれていたことを論証されたが⁽³⁵⁾、それ以東の一八カ国はすでに頼朝によつて掌握されていたため守護を設置する必要がなかつたとされた。

私はそれ以東の諸国に守護が不要だつた理由として、関東御分国の存在を考えたい。前年六月には三河・駿河・武藏が、この年八月には伊豆・相模・上総・信濃・越後が頼朝の知行国となつており、遠江は義定が

国守となつてゐる。これは一八カ国のうちの半数にも及ぶ。一方で、河内氏の指摘された一ヵ国のうちには頼朝の知行国は存在しない。両者が補完関係にあることが読み取れよう。

一二月に頼朝は自分が推挙した議奏公卿・蔵人頭らに知行国を分配することを要求している。和泉（九条光長）・近江（藤原雅長）・陸奥（壬生兼忠）・越前（徳大寺実定）・越中（壬生光隆）・因幡（土御門通親）・石見（中御門宗家）・美作（徳大寺実家）・伊予（九条兼実）・豊後（頼朝）の一〇カ国である。陸奥を除けばすべて西国であり、頼朝は東国の自分の知行国と合わせて、自分に敵対的でない公卿たちとの知行国の再分配を企てるものであろう。⁽³⁶⁾

しかし河内氏の指摘されたように、議奏公卿は親頼朝派というわけではない。また、知行国を分配された九名のうち、頼朝と姻戚関係のある者は一人もいない。平氏と比べて、頼朝の人脈の弱さが表れている。

頼朝は一時九カ国（駿河・伊豆・相模・武藏・上総・下総・信濃・越後・豊後）⁽³⁷⁾の知行国を持ったが、陸奥藤原氏の滅亡後五カ国（駿河・伊豆・相模・武藏・下総）に削減される。五味氏の指摘されるように、陸奥・出羽両国を獲得したことにより知行国の必要性が薄れたということも一因であろうが、一人の公卿が持てる知行国の数に限界があつたことが主因ではないであろうか。承久の乱後一時六カ国（駿河・相模・武藏・越後・備前・備中）に増加するが、幕府滅亡時には四カ国（駿河・相模・武藏・越後）に減少していることから考へても、一人の公卿が持て

る知行国は四カ国程度が限度だったと考えられる。治承寿永の乱・承久の乱等の戦中戦後の混亂期には、この限度を超えて多くの知行国を独占できても、社会の安定とともに限度内に削減されたものであろう。

承久の乱において院方の大将軍となつた大内惟信の守護国は伊賀・伊勢・美濃・越前・丹波・摂津の六カ国が確認されている。⁽³⁹⁾ これは都を取り巻く配置であり、幕府よりもむしろ院の意向に沿つたものと言える。

これに加えて、和泉・紀伊は院の要望により守護不設置となつてゐる。

院北面の藤原秀康（惟信の従兄弟）は、承久の乱において五カ国（兵庫・播磨・淡路・丹波・近江）を率いたとされており、平岡豊氏はこの五カ国を畿内五カ国と推定され⁽⁴⁰⁾た。このうち摂津は惟信の守護国と考えられる。守護と同質の権限を持つたと思われる秀康が承久の乱で院方の大将軍となつた惟信の守護国まで管轄したとは考えられない。五カ国（兵庫・播磨・淡路・丹波・近江）のうち四カ国が秀康の管轄地域と推定できる。またこのうちの大和は、幕府が以後も守護を設置しなかつた国であり、河内は秀康の一族と推測されている⁽⁴¹⁾。三浦氏の守護国であった。秀康は山城・大和・河内・和泉・紀伊に院が独自に置いた守護と理解される。

藤基清の守護国播磨を加えれば都の近辺を網羅したことになる。

おわりに

以上から考えて、平氏・鎌倉幕府・後鳥羽院等には、全国の軍事警察権掌握のための次のような共通した傾向を指摘できると思う。

① 知行国を獲得し、一族・家人を国守とする。

② ①以外の国々において、一族・家人を国守とする。

③ ①②以外の国々に、一族・家人を国守とする。

④ ①②③以外の国の有力者と、国守に推举する等の手段で同盟を結ぶ。

以上の四段階を経て、全国の軍事警察権は掌握されたと思われる。平氏はほぼこの順番通りに進行したが、鎌倉幕府や後鳥羽院の場合は必ずしもこの順番通りとは言えない。また、それぞれが重複する例も多い。

①に関しては、平氏は北陸と瀬戸内海沿岸諸国に、鎌倉幕府は東国に、後鳥羽院は都の周辺（美濃・丹波・播磨）に、それぞれ集中的に知行国を獲得した。

②に関しては、平氏は特に治承三年のクーデター後、忠清らの家人を平氏知行国とは確認できない国々の国守としている。頼朝は妹婿の一条能保を讃岐守に、外戚の藤原親光を対馬守に推举している。⁽⁴²⁾ 頼朝以後も

御家人が関東御分国以外の国の国守に任官している例は多い。後鳥羽院においても、院北面の藤原秀康が院の知行国以外の国々の国守を歴任し

た例が挙げられる。

③に関しては、平氏の畿内近国惣官や関東奉行が挙げられるし、鎌倉幕府の守護・探題もこれに相当する。後鳥羽院は幕府の守護制度を利用しつつ、独自の守護制度を築こうとしたと思われる。

④に関しては、平氏においては陸奥の藤原氏・越後の城氏（安芸の佐伯氏・豊前の宇佐氏等も含めるべきかもしれない）等が、頼朝においては安田義定らが、後鳥羽院においては三浦氏等がこれに相当すると考えられる。

この四段階によつて完成される制度は、平氏以後の全国の軍事警察権掌握を図る諸権門によつて推進された知行国制度の発展と理解できるのではないであろうか。平氏・北条氏共に①②から漏れた国々で起きた反乱により没落していく。

平氏は清盛・重盛・宗盛・時忠・頼盛・教盛・経盛・重衡らの「知行国主連合」といった性格をもつていた。花山院兼雅・五条邦綱らもその構成員と理解できるかもしれない。公卿化を続けた一族と娘婿や外孫らも含めた公卿集團によつて、平氏知行国はさらに拡大されたはずである。

知行国の大拡大が不可能になつた時点で、平氏はクーデターによつて国守任官者を飛躍的に増大させ、その拡大も不可能となつた時点で惣官等を設置したのである。

これら一連の措置は、菊池武雄氏⁽⁴³⁾や石丸熙氏の主張されるように、知行国制度と異質のものではなく、それを補うためのものであったと理解

できよう。

平氏の西走後入京した木曾義仲らの連合軍は、義仲が三ヵ国の知行国主となつてゐるよう、平氏に代わる新しい「知行国主連合」（頼朝をも構成員として含むことも考えられる）を形成する可能性があつたが、当初からの内部の不統一と軍事行動の失敗等により、崩壊せざるをえたものと思われる。

平氏と鎌倉幕府の最大の相違点は、幕府はその内部に知行国主が一人しか存在しなかつたことである。そのために鎌倉幕府は平氏に比べて、知行国の数がはるかに劣つていたのである。これを克服するには、平氏型の「知行国主連合」を形成する必要があつた。頼朝によつて関東御分国国守に推挙された一族たちは、将来知行国主となる可能性を持つてい⁽⁴⁴⁾た。一族による知行国の独占は可能であつたかもしれないが、同時にそれは、幕府が複数の権門に分裂する要因ともなりえた。平賀朝雅が伊賀の知行国主となり、一時幕府は右近衛少将実朝・右衛門権佐朝雅による「知行国主連合」を形成した時期があつたが、朝雅の敗死により、この体制は短期間で崩壊している。これを唯一の例外として、その滅亡まで、幕府内には知行国主は將軍一人であつたのである。これが幕府が天皇家や摂関家のように複数の権門に分裂せず、一五〇年間存続した要因と考へてよいであろう。

分裂は避けられたが、幕府は平氏のように知行国を独占することはできなかつた。平氏が複数の知行国主の連合体であり、それぞれが知行国

・莊園を集積し、構成員も年々増加していくのに対し、幕府は將軍一人の名のもとに、知行国・莊園を集積し、全国の軍事警察権を掌握していかねばならなかつたのである。御家人を関東御分国以外の国の国守や目代とする努力もなされたが、平氏の知行国制度では付属物に過ぎなかつた前述③の守護制度を当初から肥大化させなければならなかつたと考えたい。

北条氏は関東御分国国守を独占した後、一族の多くをそれ以外の国々の国守とし、そこから漏れた地域に探題を置いたと考えられる。

以上から、知行国制度と守護制度は、対立的というよりもむしろ補完的な関係にあつたと考へるべきであり、守護制度は発展した知行国制度の一部であつたと評価できるのではないであろうか。

註

- (1) 本稿の作成にあたつては、佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』諸國守護沿革考証編一（東京大学出版会、一九七一）、石井進『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇）、同『関東御分国』（『国史大辞典』三、吉川弘文館、一九八三）、菊池武雄『平氏受領表』（『世界歴史事典』二二一、史料篇日本、平凡社、一九五五）、同『建武政府国司守護表』（同右）、飯田悠紀子『知行国主・國司一覽』（『中世史ハンドブック』近藤出版社、一九七三）、菊池紳一・宮崎康充『國司一覽』（『日本史總覽』二、新人物往来社、一九八四）、井上寛司・今谷明・須磨千穎・田村哲夫・山口隼正・山本大『鎌倉幕府守護一覽』（同右）、西村隆『平氏『家人』表』（『日本史論叢』一〇、一九八三）等の先駆の成果を参考させていただいた。なお、國守・守護在職の徵証については、これらの成果に依拠することとし、一切省略した。

- (2) 石丸熙『院政期知行国制についての一考察』とくに平氏知行国の解説をめ

ぞして」(『北海道大学文学部紀要』二八、一九七一)。

(3) 義仲を平氏や鎌倉幕府と並べて権門として論することは、その没落の早かったこと、昇進が從四位下までであること等を考えると、異論があることと思ふが、知行国を獲得したこと、その軍事力等から、本稿では、義仲も一つの権門として論することとする。

(4) 佐藤氏前掲書、八七一八八・一四一・一六三頁。石井氏前掲書、二七五・三四二頁。

(5) 駿河は、『吾妻鏡』治承四年一〇月二一日条には、甲斐源氏の武田信義

(『平家物語』「五節之沙汰」では一条忠頼)が頼朝によって守護に任じられたと記されているが、少なくとも木曾義仲が都で孤立するまでは、甲斐源氏が独自の軍事行動をとっていたことは、これまでにも指摘されている。このことについては、浅香年木『治承・寿永の内乱序説―北陸の古代と中世―』(法政大学出版局、一九八一)、二三六・三九頁参照。

(6) 義江彰夫「鎌倉幕府守護人の先駆形態」(『歴史と文化』一二、一九七八)。

(7) 義信は平治の乱の際、頼朝の父義朝に尾張まで同行している。謀反人であるべき義信のその後の行動は不明であるが、「尊卑分脈」に「為義宗猶子」の記述がある。義信に近い一族で義宗という人物は佐竹義宗である可能性が高い。五味文彦氏は、佐竹義宗は八條院判官代となつたと推定された(『院政期社会の研究』(山川出版社、一九八四)、三九一頁)。義信が平治の乱後佐竹氏を

頼っていたとすれば、義信は八條院の人脈により保護され、その人脈によつて頼朝と結び付いた可能性がある。義信の妻は比企能員の妹である。武藏守に推崇された後も義信は頼朝に優遇されており、その子朝雅は頼朝の猶子となつてゐる。朝雅の兄惟義は頼朝の一族の中ではただ一人元暦年間から惣追捕使(あるいは守護)であつたことが確認できる人物である。惟義については、田中稔「大内惟義について」(『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九)参照。

(8) 『吾妻鏡』建久四年六月一日条。

(9) 安田元久『北条義時』(人物叢書八二、吉川弘文館、一九六一)、一一一
一九頁。

(10) 石井氏前掲書、二七五頁。

(11) 上横手雅敬「幕府と京都」(『京都の歴史』二、京都市、一九七一)。

(12) 治承四年一〇月、安田義定が頼朝によって遠江守護に任じられたというが、義定は寿永二年八月木曾義仲と呼応して上洛し遠江守に任じられ、義仲が都で孤立するまで頼朝とは別行動を取つており、この時頼朝の勢力が遠江まで及んでいたとは考えられない。

(13) 建保年間以降、遠江が関東御分国であった確証はない。ここでは、遠江が関東御分国であった期間を、実朝将軍期までとしておく。

(14) 『吾妻鏡』・『仙洞御移徙部類記』等に見える遠江守重頼・相模守重頼は姓欠であるが、青山幹哉氏は宮内権大輔藤原重頼と同一人物と推定されている。青山幹哉「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」(『年報中世史研究』一〇、一九八五) 参照。

(15) ここに陸奥守安達泰盛も加えられるかもしねないが、泰盛は官當時陸奥が関東御分国であった確証がないため省くこととする。泰盛の前後では陸奥守は北条氏が独占しており、泰盛の任官は異例のことである(『勘仲記』弘安五年七月一四日条)。安達氏の滅亡も平賀・三浦両氏に準じて考えてよいであろう。

(16) 典拠が『大日本史国郡表』のみである者は省くこととする。

(17) 土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(『栃木県史研究』九、一九七五)。

(18) 遠江・信濃・越後以東の東国は一七カ国であり、全国六八カ国の四分の一を占める。御家人の國守任官が全国で均一に推進されたならば、西国の任官者数は東国のそれの三倍となるはずである。この基準から考えると、三浦氏・佐々木氏以外はむしろ任国が東国に集中していたと解釈することも可能である。

(19) 大山喬平「鎌倉幕府」(『日本の歴史』九、小学館、一九七四)、二六一
六三頁。上総は和田氏の滅亡後足利氏の守護国となつたと推測される。頼朝の一族で守護となつたのは、大内惟義を除けば、これが初めてと思われる。実朝将軍期には大内惟信・源頼茂が政所別当となるなど、頼朝の時代に比べて、幕府内において將軍の権威が確立し、一族の地位が相対的に低下したと評価され

てゐる。一族の守護任命は、守護の地位上昇であると同時に一族の地位低下であり、將軍權威確立の一環と考えてよいであろう。

(20) 惟時を重盛の子惟盛と同一人物とする説もあるが、確証はない。惟時はクーデター後讃岐守に遷任されており、駿河を宗盛が保持できたかどうかは不明である。

(21) これらは知行國主の明証ある国に限つており、知度・清房・宗親・為盛・通盛・知章・忠度・師盛らの任國も平氏知行國であるとするのが通説であるが、ここでは、知行國主の確認できる国とは区別した。

(22) 公卿で平氏一族の娘婿となつた者を挙げると、清盛（花山院兼雅・冷泉隆房・坊門信隆・近衛基美・近衛基通）、教盛（土御門通親・藤原成経・高倉範季）、頼盛（持明院基家）、基盛（藤原季能）、時忠（近衛道經・中山忠親・大炊御門頼実）、親宗（西園寺公經）らがいる。これに対して頼朝の近親者では妹婿の一条能保、姪の婿四条隆仲・阿野公佐（正四位下・右馬頭）のみである。征夷大將軍の娘婿の例は鎌倉期を通じて乏しい。頼家の娘が頼経室に、宗尊の娘が後宇多院後宮に、惟康の娘が久明御息所となり守邦を生んだ例があるのみである。北条一族の娘婿のうち公卿を挙げると、時政（藤原国通・松殿師家・滋野井実宣）、義時（一条実有・土御門定通・一条実雅）、時房（一条頼氏）、実時（飛鳥井雅有）、時親（葉室定謙）、久時（洞院公蔭）らが挙げられる。時政・義時の二代が特に熱心であったことがわかる。他の御家人では、阿野全成

(四条隆仲)、大内惟義（四条隆綱）、平賀朝雅（花山院通雅）、足利義兼（水無瀬親兼）、足利義氏（四条隆親）、吉良長氏（土御門頸方）、佐々木定綱（八条実俊）、宇都宮頼綱（御子左為家・中院通成）、大友親秀（白川資基）、三浦義村（二条親季）、佐原盛連（西園寺実任）らが挙げられる。大姫・乙姫の入内計画もこれらの一環と考えてよいであろう。佐藤進一氏は、幕府は寛元年間に「幕府・王朝の関係を相互依存から相互不干与・自立に切り換え」と評価されたが、前記の事例が鎌倉前期に集中しているのも、このことと無関係ではないであろう。佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三）、一七一一七

(23) 五味文彦『鎌倉と京』四五五四七頁。

(24) 石丸氏前掲論文。

(25) 保立道久氏は、「日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」（『国立歴史民俗博物館研究報告』三九、一九九二）の中で、惣官とは惣地頭と惣追捕使を統一した領域的公權力と規定されている。また、文治二年四月に頼朝が藤原秀衡に對して自称した「東海道惣官」とは「東国惣官職」と解釈すべきであり、宗盛の畿内近国惣官と同質のものと主張された。宗盛と頼朝の「惣官」が同質のものであることは賛成であるが、惣官と惣下司が併置されたことから考えて、頼朝の「惣官」の中に地頭の權限を入れて考える必要はないと私は考える。『吾妻鏡』文治二年四月二四日条には「御館者奥六郡主、予者東海道物官也。尤可成魚水思也。但隔行程、無所于欲通信」と記されている。この「東海道」は秀衡の勢力の中心である「奥六郡」に対置する言葉であるため、単純に頼朝の勢力の中心である東海道諸国と考えてさしつかえないと考える。「惣官」とは守護（惣追捕使）の權限を持つ者（あるいはその任命權を持つ者）のうち、身分の高貴（頼朝は当時従二位、宗盛は治承五年当時正三位）な者、またその權限が広範囲に及ぶ者に用いられた用語と考えたい。

(26) 飯田悠紀子「平氏時代の国衙支配形態をめぐる一考察」（『日本歴史』二六二、一九七〇）。

(27) 五味文彦「平氏軍制の諸段階」（『史学雑誌』八八一八、一九七九）。

(28) 石母田正「平氏政權の総官職設置」（『歴史評論』一〇七、一九五九）。同「鎌倉幕府一国地頭職の成立」（『中世の法と國家』、東京大学出版会、一九六〇）。丹波には惣官（宗盛）と惣下司（平盛俊）が同時期に置かれている。これが初期鎌倉幕府の一国単位の守護・地頭の先駆形態と評価できよう。このよううに両者は併置され、別人が任じられるのが原則であったと思われる。盛俊が平氏家人であったことから、地頭に対する惣官（守護）の地位の高さがわかる。石母田氏は、惣下司は惣官の置かれた九ヵ国すべてに置かれた（あるいは置かれる予定であった）ものと推測され、五味氏は、丹波における平氏勢力の浸透度の弱さのため、例外的に丹波のみに置かれたと推定された。クーデター後の二頁参照。

丹波の知行国主は清盛の娘婿であり、國守は清盛の猶子である。丹波は平氏知

行国ではないが、それに準ずるものであって、他の國と比べて平氏勢力の浸透度が弱いとは言い切れないであろう。丹波は惣下司が最初に置かれた國と推測されるが、それは丹波が當時としては比較的安定した國であり、兵員・兵糧米の徵集が容易と判断されたためではないであろうか。石母田氏は丹波を都のヒンターランドと表現され、伊賀・伊勢・近江等の東國に対する前線諸國と区別されているが、寿永二年七月に矢田義清が丹波から都に迫り、忠度が追討に向かっていることから考えて、丹波も東國に対する前線諸國に含めてよいかも

しれない（『平家物語』主上都落、『吉記』寿永二年七月一六日条・『玉葉』同二二日条）。私は惣下司は九ヵ国に限定する必要はなく、全國どの國にも置かれた、あるいは置かれる可能性があつたものと考える。

（29）『玉葉』治承五年四月一〇日条に「今夜被行祭除日云々。亥刻、見聞書。

鎮西住人種直任太宰權少式。先例可尋」とある。

（30）石井氏前掲書、八四一九一頁。

（31）工藤敬一「鎮西養和内乱試論—その実体と意義」（『法文論叢』四一、一九七八）。

（32）田中稔「院政と治承・寿永の乱」（岩波講座日本歴史）古代四、一九七六。

（33）この時期義仲と前後して入京し、國守に任官したと思われる者に、山本義経（伊賀、後に若狭）・安田義定（遠江）・志太義広（美濃）・葦敷重隆（佐渡）・土岐光長（伯耆）新宮行家（備後、後に備前）らがいる。

（34）『吾妻鏡』寿永三年四月一〇日条。

（35）河内祥輔「頼朝の時代一一八〇年代内乱史」（平凡社選書一三五、一九九〇）、一六七一七五頁。

（36）河内氏前掲書、二一一一三頁。

（37）土田氏の提示された五段階の格付けでは、すべてD・Eランクの國である。これ以後も幕府は承久の乱後一時的に獲得した備前・備中以外はCランク以上の國を得ることはできなかつた。平氏が播磨・備前等のAランクの國を知

行国とした事例と対照的である。

（38）五味文彦『鎌倉と京』、一二五頁。

（39）田中稔「醍醐寺所蔵『諸尊道場觀集』紙背文書」（『研究紀要』六・七、醍醐寺文化財研究所、一九八四・八五）。

（40）平岡豊「藤原秀康について」（『日本歴史』五一六、一九九一）。

（41）浅香年木氏は秀康が三浦氏の一族和田氏の庶流の出身である可能性を指摘されている。浅香氏前掲書、三九三一九五頁参照。

（42）青山幹哉氏前掲論文。

（43）菊池武雄「平氏受領表」。

（44）広綱の父頼政は伊豆の知行国主であり、義信の子朝雅は伊賀の知行国主となつてゐる。清盛の弟たちが知行国主となつたと同様に、頼朝の弟範頼・義経らにもその可能性はあつたと考えられる。平氏と源氏の相違では、田中稔氏（「院政と治承・寿永の乱」）や上横手雅敬氏（「院政期の源氏」）、「御家人制の研究」、吉川弘文館、一九八一）の指摘されるよう、平氏が一族を家人化することに成功したのに對して、源氏は一族が独立割拠し、互いに紛争を繰り返すという体質を持っていたことが注意されるべきであろう。

〔付記〕

本稿作成にあたり、中野栄夫先生に御指導いただいた。また、先輩の仁平義孝氏にも貴重な助言をいただいている。この場をお借りして、御礼申し上げたい。